

ス ー パ ー 積 金

令和7年1月16日現在

1. 商品名	・スーパー積金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 契約期間	・6ヶ月以上5年以下
4. 払 込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・1,000円以上 ・1,000円単位
5. 支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います
6. 利息（給付補填金） (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (2) 計算方法	・固定金利 ・契約時の店頭表示の約定利回りを満期日まで適用します ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います 給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
7. 税 金	・法人は総合課税となります ・個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになる給付補填金には「復興特別所得税」が課税されますので、税率は20.315%となります。）
8. 手 数 料	・なし
9. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。 ・個人は総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期積金の約定利率に0.7%上乗せした利率）
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、「定期積金の中途解約利率一覧表」の預入期間に応じた中途解約利率にて利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、ふくしんお客様相談室(9時～17時、電話:0120-294-864)にお申し出ください。 紛争解決措置 福井弁護士会(電話:0776-23-5255)または金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記ふくしんお客様相談室または全国しんきん相談所(9～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、ふくしんお客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

13. その他参考となる事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1 年を 3 6 5 日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険対象預金を合算して元本 1, 0 0 0 万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1, 0 0 0 万円までとその利息が保護されます）
-----------------------	---